

平成二十九年五月十二日受領  
答弁第二五六号

内閣衆質一九三第二五六号

平成二十九年五月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的を否定する財務副大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一から八までについて

お尋ねの「四月二十日の参議院国土交通委員会で議論になったところの、辰巳孝太郎議員が開示を求めている資料」が具体的にどのような資料を指すのか必ずしも明らかではなく、また、御指摘の資料要求は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）に基づき行われているものではないと承知しているが、政府としては、同法第五条各号に掲げる不開示情報に該当するか否かも参考にしつつ、国会議員からの資料要求について適切に対応してきている。

また、御指摘の大塚財務副大臣の発言は、各議院の委員会において理事会協議事項となっている資料要求については、国会における審議の運営に関する事項であることから、各府省が各委員会の理事に相談して対応しているということ述べたものである。